

日本財団「聴覚障害者大学教育支援プロジェクト」 10年の歩み

斉藤 くるみ

Ten Years of the Support Project for College Students with Hearing Impairment

Kurumi Saito

Abstract: The author had proceeded the Support Project for Students with Hearing Impairment from 2010 to 2019 subsidized by the Nippon Foundation. This is the report of the project; general/liberal education classes in Japanese Sign Language by Deaf professors and giving credits to JCSW students and other students as well by credit transfer system; Access services in all classes and seminars taken by hearing impaired students; Support for hearing impaired high school students intending to go to college. This project had protected the human rights of Deaf and hard of hearing. It was completed and taken over to the new project called “Educating Internationally Aware Deaf Peer Social Worker.” This is the report of ten years of the project and its achievement related to the new project.

Key Words: hearing impaired, Deaf, language rights, access service

要旨: 本レポートは日本財団「聴覚障害者大学教育支援プロジェクト」に10年間携わってきた中で、それが聴覚障害者の権利、日本手話の言語権をどう守って来たかということを経験したものである。学内での聴覚障害をもつ学生の情報保障、学内外の日本手話話者のための「手話による教養大学」、そしてろう・難聴高校生のための大学受験支援が様々なプログラムに派生したことも示す。このプロジェクトの中の柱のひとつ、「手話による教養大学」が、日本財団新プロジェクト「国際的視野をもった当事者ソーシャルワーカー養成」につながった理論的根拠も述べている。

キーワード: 聴覚障害、ろう、言語権、情報保障

はじめに

日本財団「聴覚障害者大学教育支援プロジェクト」は10年に渡って、本学の聴覚障害学生の情報保障を行い、関東の高校生・大学生・社会人に手話による教育を提供してきた。(厳密に言えば2009年度下半期からの10年半である。)その意義はろう・難聴の人たちが高等教育を受ける権利を守り、ろう者の言語である「日本手話」の権利を守り、その重要性を社会に発信してきたことにあった。

成果として、聴覚障害者が大学で学ぶために必要な情報保障のモデルを構築し、日本社会事業大学の聴覚障害をもつ学部生・大学院生・通信科学生、約30名ほどをソーシャルワーカーとして輩出したこと、また毎年のべ30～40名の受講生にろう者の講師の手話による教養教育を提供したこと、ろう・難聴の高校生たちの受験指導を毎年行い、多い年には10名、大学に送ったことが挙げられる。

本報告書ではその10年間の歩みを記録するとともに、新プロジェクト「国際的視野をもった当事者ソーシャルワーカー養成」への発展について述べる。特に医学モデルから社会モデル、そしてさらに進んだ文化言語モデルとしての「手話による教養大学」の理念と意義を明確にし、それを進化させる新プロジェクトへの期待を述べる。

1. 情報保障

大学の授業に障害者のための情報保障をつけることは大学の義務である。しかし、10年前、聴覚障害をもつ学生の授業に情報保障を必ずつけている大学はなかった。日本社会事業大学は日本財団プロジェクトが始まる前から教員と学生がタイアップしてなるべくすべての授業に学生のボランティア(有償ボランティアを含む)によるパソコンテイク、少なくともノートテイクをつけていた。そして2010年から、日本財団の支援により、すべての授業にそれぞれの学生の言語状況に応じた情報保障をつけることができるようになった。聴覚障害をもつ学生が履修する授業すべてに、パソコンテイクによる文字情報保障、または手話通訳による情報保障を適宜提供してきた。プロの手話通訳者、パソコンテイクが中心であったが、学生のパソコンテイクも養成してきた。これには予算削減、アルバイトをしたい学生への支援、福祉を目指す学生の教育などのメリットがあり、持続可能な情報保障モデルの要素でもある。

この理想的な情報保障のモデルは、他大学にも影響を与えた。しかし、今でもすべての授業に情報保障が自動的に提供されるという大学は非常に少ない。2013年のいわゆる障害者差別解消法以来、全国の大学で情報保障をつけなければ、という意識は高まったが、大学での情報保障は努力義務でしかないし、「合理的配慮」はいかようにも解釈できるため、多額の費用がかかる情報保障はなかなか進まない。ただ差別解消法により、聴覚障害をもつ学生が、情報保障を要求すれば「建設的対話」をしなければならなくなったため、少しずつ改善されていく可能性はある。

本学は日本財団の支援を受ける中で、2020年度以降は大学として、このプロジェクトを継

続するという覚書を交わして、2019年度まで支援してもらった。今年度(2020年)は日本財団の助成金ではなく、大学として情報保障をつけている。勿論かけられる費用は大幅に減少するが、前述のように節約できるように準備してきたので、プロのスタッフへの依頼を相当カットできる。プロの方がスキルが高いところもあるが、大学の場合、内容が専門的なので、その授業を履修した学生の方が有利な面もある。

当然約束通り、情報保障の予算は確保されているのであるが、新型コロナのせいで、前期はほとんど開講されず、文字による教育が中心になったため情報保障の費用がおさえられてしまった。しかし新型コロナ感染が解決した後、2019年並みの予算を確保することは必須である。

2. ろう・難聴高校生の進学塾

情報保障のモデルを作ろうにも、本学にろうの学生が集まらなければ何もできない。当初は聴覚障害の学生は、一学年にひとり、いるか、いないかということだった。大学に進学する高校生というのは非常に少ないことにあらためて驚いた。一般の高校生の5割以上が大学に進学するのに、ろう学校からの進学率は2割にとどまっていた。全国のろう学校の受験指導というものも皆無に等しい状況であることがわかった。

そこで進学支援をすることにした。後述する「日本手話によるろう者の大学ことはじめ」を開催したときに、「ろう者の高校ことはじめ」というのもやってみたことがあった。ろう学校の生徒やインテグレーションの生徒がどこからともなく集まってくれたのでニーズがあることはわかっていた。日本財団の担当の石井靖乃氏に相談し、プロジェクトの中に高校生支援も入れさせてもらうことになった。この石井氏は聴覚障害に大変詳しく、『手話による教養大学の挑戦～ろう者が教え、ろう者が学ぶ』（筆者編。2017年ミネルヴァ書房より出版。）でアジアのろう教育の現状について一章執筆してもらった。

日本財団プロジェクトの中で「大学へ行こう～手話と情報保障で目指す大学受験」と題して塾を始めたところ、ろう学校では大学受験を強く反対されることがあるということを知った。塾に通い始めてあつという間に模擬試験の点数が上がったのに、学校の先生が受験はさせないと言っていると号泣する生徒もいた。ろう学校の中には、浪人することを恐れ、障害者枠で就職させるキャリア教育に重点を置いているところが多かった。結局塾に通ってきた高校生たちは、一部の途中でやめて連絡がとれなくなった生徒を除いて、すべて大学に進学している。AO入試や推薦入試など大学入試が多様化する中、本当に大学に行きたいと思えば、様々な選択肢があるのである。

しかし、残念なことに面接試験に通訳を入れることを認めない大学も未だにある。AO入試でプレゼンテーションが課せられる時、手話通訳が、受験生に有利になるように、サポートしてしまうのではないかという危惧から、通訳を入れることを認めない大学もある。実は日本社会事業大学でも、入試の面接に手話通訳を入れるとき、そのような懸念を口にする教員はいた。しかし手話通訳者の倫理というものがあり、その懸念は専門職に対して失礼である。また大学側が通訳を手配すればよいし、信用できないならば録画をし、あとで検証すればよい、ということを手帳して、理解された。

10年のプロジェクトが終了するにあたり、ろう・難聴高校生の塾は、日本社会事業大学から切り離され、NPO法人「ろう・難聴中高生学習支援の会」で運営されることになったが、その移行の準備のさなか、新型コロナの流行により、塾が開催できなくなり、オンライン化した。いち早く（2020年2月から）オンライン化したために、NHKにて報道された。

ろう者というマイノリティーの支援活動の難しさは、数にして多くの人が集まらないので効率が悪いといわれることである。特に講義を「聴く」場である大学においては、聴覚障害者はこんなに費用がかかるのか、と言われ、当事者も支援者も肩身の狭い思いをする。しかしオンラインを利用すれば相当数の受講生が集まる。ただ受講生の多くは、学校は楽しくなかったり、行きたくなくても、同じ音のない世界に生きる友達と会うために通って来ていた子どもも多かったのもので、その子たちの中には通学できるようになるまで待つ、と言って、オンライン授業には参加しない子どももいる。また手話がZoomなどの画面に入りきらないことがある。画像がしっかり送受信できないと、ストレスが大きいことも課題である。いずれもテクニック向上によりある程度改善できる。

資金の問題は深刻である。NPOは日本財団に引き続き支援してもらっているが、自己負担金20%の捻出に苦労している。受講生から20%取ればよいという考え方もあるが、授業にはろうの講師だけをそろえることはできないし、現状では手話を見ずに育った高校生がたくさんいるので、予備校の先生に授業をしてもらい、オンライン上で支援者（パソコンタイカー）とつないで文字も見せることになる。そのような方法では一時間の講師への謝金とパソコンタイカーの謝金で15000円以上かかる。受講生はひとつのクラスにせいぜい二名か三名である。元々裕福な家庭のろう児は、親がパソコンを2台つないで、勉強を教えたり、有名大学の大学生に家庭教師をさせたり、高額な費用を出して勉強をさせている。そのような子どもたちは恵まれていて、昔からごくわずかな大学進学を果たす聴覚障害者であった。

社会貢献としては、恵まれない高校生こそ対象にすべきと考える。これまで、無料であるから通ってきていたのであり、もしも有料にしてしまったら、大学に行ってもついていけないのだから、受験などという夢を見るのではなく、障害者枠で就職しなさい、ということになってしまいかねないのである。NPOは自治体からの助成をもらったりしているが、20%の自己負担にはならない。今後財源を安定させることは最も大きな課題である。

3. 学校に行けない高校生の支援—「高卒認定試験対策プロジェクト」

マジョリティー言語を強いられる中で学校に行けなくなるろう・難聴児は多い。インテグレーションの場合、ほとんどの聞こえない高校生がいじめに合った経験をもつ。「へんなしゃべり方」だと必ず言われるし、人工内耳の子どもは「頭にへんなものをつけている」「フランケンシュタインだ」などとからかわれることもある。

ろう・難聴の高校生の塾で大学受験のための支援をする中で、学校に行けなくなる高校生が多いことを知った。中には学校に行けなくなっているのに、塾にはわざわざ制服をきて、他校の生徒に引きこもりがバレないようにして通ってきた子もいる。全国には学校にいけなくなっている高校生がたくさんいるだろうと想像できた。そこでインターネットで動画を配信し、高

卒認定試験を受けて大学を目指すよう支援することにした。文科省に許可を得て、過去問の解説を手話で行った。

日本社会事業大学の学生が、過去問を研究し、また専門の先生たち（本学の教員を含む）の力を借りて、解説の原稿を作成し、ろうの学生が手話で解説する動画を撮影した。そして全国どこからでも見られるようにHPにアップした。

この活動はNHKの「ろうを生きる・難聴を生きる」に「一緒に“学ぶ”楽しさをもう一度！」というタイトルで取り上げられた。

(<https://www.nhk.or.jp/heart-net/program/rounan/955/>)。

このときに、本学で元気いっぱい学んでいる学生たちの多くが、実は中・高校生のとき不登校になった経験を持っているということがわかった。中には名前も顔も出して、全国放送の番組に出演して、そのときのことを話してくれた学生もいた。

この動画は今もアップされているが高卒認定試験にふみきる親は少なく、何とか手堅く高校を卒業させようとする。そのうち心を病んで自力で勉強できる状態ではなくなるという例もある。高卒認定試験に関係なく基礎学力につながるので、動画を利用してもらいたいと思っており、広報を続けていきたい。

4. 日本手話の入試への導入

プロジェクトの大きな飛躍は2014年の本学入試への「日本手話」の導入であった。これは必ずしも法人や文科省に簡単に理解が得られたわけではなかったが、学内の教員たちの応援や、手話による教養大学のスタッフの尽力が大きかった。

ろうの高校生にとって、入試はすべて外国語である日本語で行われるのである。「国語」という科目も彼らにとっては外国語のようなものである。その上英語の修得となると大変なハンディキャップがある。英語は「音声」言語であり、耳にしたこともない26文字のアルファベットの羅列をひたすら暗記しなければならない。本学では聴覚障害の受験生について外国語の点数を、半分は英語、半分は「日本手話」という設定にしてある。厳密に言えば、国語を「日本手話」に置き換え、「国語」を外国語科目とみなすべきかもしれないが、ろう児も書記日本語は母語とすべきという建前がある。また英語も、少なくとも読み書きは国際語として必要である。しかし、英語の口話（こうわ：読唇と発話）は不可能であるが、実際には日本の教育機関はそれをやらせてきている。そのためほとんどのろう児が英語という言語をマスターするには至らない。この点についてはろう児仕様の読み書き能力を習得させる英語教育が必要である。筆者も「手話による教養大学」の講師も、少しずつではあるが、ろう者仕様の英語教育の開発に取り組んでいる。

入試への「日本手話」の導入は、入試での言語的ハンディキャップを埋める手段でもあったが、何よりアメリカ並みに、ろう者の手話をマイノリティー言語として尊重する姿勢を示すものであることが大きかった。アメリカでは2009年の調査で、アメリカ手話が大学での外国語科目として、イタリア語、中国語をぬいて4番目に人気のある外国語となった。（1位はスペイン語、2位はフランス語、3位はドイツ語。）これに比べて、日本では日本手話の認知度はあまりに

も低い。

「日本手話」を教育言語とし、かつ「国語」のように教科として教えているのは、学校法人明晴学園だけである。これでは、認知度も上がらないし、障害者権利条約でいう「手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にする」ことはまだまだ実現しているとは言い難い。

日本語対应手話と呼ばれるものが「手話」ではなく「手指日本語」なのであるということは、日本学会議も、2017年「音声言語及び手話言語の多様性の保存・活用とそのための環境整備」で以下のように述べている。

日本語を話しながら手話単語を並べる手指日本語は、音声言語としての日本語を手と指で表現したものであって、語順や文法は音声日本語に依拠している。その点で、手指日本語は「音声日本語」の一種であって、「手話言語」ではない。音声日本語を母語として獲得した後に聴覚障害となった中途失聴者や、手話を母語とせずに口話法（音声言語の発声を訓練し、音声言語によって意思交換を行う方法）により音声日本語を身に付けた人が手指日本語を日常的に用いることが多く、テレビ放送で使われるのも多くは手指日本語である。このように、手指日本語は手話言語とは呼べないものであるが、「日本語対应手話」という名称で呼ばれているため、一般には「手話」の一種と思われる。本提言では、このような誤解を避けるために、手指日本語（日本語対应手話）を手話言語に含めず、「日本手話」のみを指して「手話言語」と呼ぶ（日本学会議 2017）。

言語学的には明らかであるのに、「日本手話」の権利を守ろうとすると、「日本語対应手話の子もいるのに」という反対が必ず出て来る。「日本語対应手話の子もいる」のは聞こえる人間が音声を強制しているからであり、ろう児たちが自然に日本語を獲得することはあり得ないのである。ろう児が、音声や、あたかも音声を使っているかのような口形を必要とする日本語対应手話を完全な言語として自然に習得することはあり得ない。日本語を母語とする人が、音がないために日本語を自然に習得することが不可能なろう児に、なんとか日本語に近い物を習得させようとするのが日本語対应手話なのである。仮に日本語対应手話のみしか見られない環境で、ろうの赤ちゃんを育てたとしても、ろうの赤ちゃんが複数いれば、その赤ちゃんたちは、見たことのない日本手話の性質をもった手話を自ら生み出すのである。そのことはアメリカ手話と手指英語との関係で結果が出ているし、また親が日本語対应手話しかできない聴者であっても、子どもは日本手話を少し見さえすれば、日本手話のほうを獲得することで証明されている。明晴学園はまさにその能力に基づいて教育を行っているのである。

日本手話の入試は、日本手話を母語とする人たちの日本手話表現を見て、質問に答えるもので、音声言語でいうと「リスニング」のテストに似ている。紙に書ける言語ではないので、試験が公正に行われる環境が必要である。また出題ができる人もマイノリティーであることは否めない。その意味でなかなか波及することは難しいのであるが、センター入試の英語のリスニングも、2006年までは環境の公正性などの点で反対が強く、実現しなかったが、聞くこと、話すことがなければ音声英語を習得したことにはならないという考え方になって、リスニング

テストは実現できるようになった。

C E F R (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, Teaching, Assessment) の測定基準に手話も明記されている。高等教育の中で日本手話の能力を測定し、評価することが当然であることを一層示していかなければならない。

5. 日本手話による教養教育の始まり

——手話による教養大学の前身「日本手話によるろう者の大学ことはじめ」

ろう者は常に外国語たる日本語、またはせいぜい手指日本語（日本語対応手話）でしか学習することができなかった人がほとんどである。ろう者に母語で大学レベルの授業を受けてもらいたい、ろう者が満足するような教養教育を提供したい、という思いから、2008年7月、東京周辺のろう者を対象に、「日本手話によるろう者の大学ことはじめ」と題したチェーンレクチャーを行った。受講生募集は、口コミであつというまに定員（40人）に達し、毎週金曜日の夜、様々なテーマのろう者の講義と、ろう者の受講生たちの質問、そして熱い議論が繰り返された。2008年7月2日、毎日新聞に「熱帯びた『日本手話』での講義—母語で学べぬ痛み共感」というタイトルで報道された（蒔田備憲記者）。その中には

日本語と文法が異なる日本手話を主な母語とする「ろう者」の講師陣が、日本手話だけでろう者に大学レベルの講義をする初の市民講座が5月、日本社会事業大文京キャンパス（東京都文京区）で始まった。これまで日本手話で学べる場がなかった受講者たちの目は、真剣さと喜びで熱を帯びていた。・・・受講者は食い入るように講師を見つめる。無音の講義は約2時間。手を打ち合わせる手話の動作の音だけが静寂を破った。私はほとんど理解できず、外国に1人、放り出されたような気分だった。・・・私はいくつかの日本語対応手話を知っているが講義に全くついていけなかった。

と書かれていた。そして受講生の一人のインタビューとともに以下のように締めくくられている。

「人生で初めて自分の力だけで受講し、最後まで理解できた」と興奮を隠さなかった仁木さん。私には、日本語で学ぶことは当たり前だった。音のしない講義室で、内容が理解できない孤独感から席を立ちたい気持ちにかられた時、母語による教育の機会を奪われたろう者の想いに気付いた。少しだけ想像してみしてほしい。理解できない言葉による授業を強いられる自分を。ろう者の望みはそれほど大それたことだろうか。

講師は当初、経済学者の森壮也、弁護士の田門浩、構造生物化学を専門とする博士の末森明夫、翻訳家佐野正信、画家の八木道夫、舞踏ダンサーで博士の雫境らであった。毎週通って来るろうの社会人たちの熱気にろう者たちがいかに母語で学べる場所を待ち望んでいたかがよくわかった。

1990年森壮也氏との出会い以来、マジョリティーにあまり知られていないだけで、ろうコミュニティに非常に才能のある研究者や芸術家がいることに感銘を受けていたので、この一連の講義を開催したのであったが、すぐに定員に達して締め切ってしまったのが残念で、同年(2008年)、11月と12月に「ろう者学」というタイトルの第2シリーズを提供した。ここではろう史、ろう教育を研究している講師を集めた。また清瀬キャンパスに日本ろう者劇団を招き、大学を囲む地域に提供した。近くの団地に住む家族などが鑑賞した。

この「日本手話によるろう者の大学ことはじめ」の成功と、それまで学生の授業に、当時としては先駆的なパソコンテイクをつけて情報保障などを行ってきた実績、また本学が日本手話を語学の単位として認めていたこと、その日本手話を中心に据えた特別支援教職課程を持っていたことなどにより、日本財団から助成事業への誘いがあった。これも森壮也氏が日本財団に私を推薦してくれたおかげであった。当時本学は日本手話を外国語として認め、それを必修とした教職課程をもった日本で唯一の大学であった。

このような背景から手話による教養大学が生まれたのである。

6. 「手話による教養大学」の意義

「手話による教養大学」は、日本で唯一、すべての授業がろう者の講師によって提供されるもので、学生もろう者または手話者(CODAや手話通訳のように手話に堪能な人)である。日本の大学は、ろう学生のためにノートテイク、パソコンテイク、または手話通訳を提供するところが増えてはいるが、ろう学生の教育言語として日本手話を採用しておらず、ろう学生の言語権として日本手話を認めていない。「手話による教養大学」は危機言語と言っても過言ではない少数言語「日本手話」を母語とする学生の言語権を守るため、10年間、日本手話で大学の正規の単位になる講義を提供してきた。

開設時は言語学者、経済学者、弁護士、翻訳家、舞踏家、生物学者、心理学者、アメリカ手話教師が講師であった。いずれも日本社会事業大学社会福祉学部の教授会で議決された、正規の科目担当者の資格をもつ人たちである。2017年6月には彼らの執筆を集め『手話による教養大学の挑戦』を出版した(斉藤編2017)。各章はそれぞれの専門性に基づいて異なる視点から日本手話によるこのプログラムの意義が書かれている。

日本手話が理論上危機言語と言える状況になっている原因として、(1)手話というものが「言語」として認識されにくいこと、(2)ろう学校では、音声をつけながらの「日本語対应手話」の使用が半ば強制されていること、そして(3)聴覚障害者の両親の90%が聴者であり、彼らは補聴器または人工内耳を選択する傾向があることが挙げられる。

ただ、危機言語の定義に必ずしもあてはまらないのは、音声言語のように、マジョリティー言語が聞こえてしまうため、子どもたちがいつの間にかマジョリティー言語を母語としてしまうということが、ろう者にはあてはまらない、という点である。つまりマジョリティーに飲み込まれてしまいくいのである。

もちろん楽観はできないし、ろう当事者の危機感是非常に強い。大多数の日本語話者は、日本手話と日本語対应手話の区別がつかないので、訴えても訴えても日本手話を尊重してくれな

いし、日本手話に関心を持って、習得しようとするおとなの聴者は、すでに日本語を母語としているため、日本手話を学ぼうとしても日本語対应手話になってしまう。日本語対应手話は単語だけは日本手話から借りているので、日本語を母語としている人が日本手話を学んでも日本語対应手話に近くなってしまうのである。

2014年、日本は国連「障害者の権利に関する条約」に批准した。批准に先立ち、日本政府は障害者基本法を改正した。この両者とも手話を正当な「言語」として認識しており、前者は障害者の文化的アイデンティティを尊重すべきことも明記している。しかし、日本社会、特に教育現場において、ろう文化のアイデンティティは認めておらず、むしろ音声日本語をつけた日本語対应手話を教育言語とすることで、ろう者のもっとも誇りとする日本手話を使えなくしているのである。音声日本語を発しながら日本手話も手で話すことは、日本語を話しながら同時に英語を書くのと同じで不可能だからである。声で日本語を発することを強いられば、日本手話を母語とする人でも日本語対应手話に近くならざるを得ない。彼らは日本手話話者同士のとときだけ日本手話で話すことができるのである。親もろう者のため、家に帰れば日本手話で話せるろう児はよいけれども、ほとんどのろう児は家に帰っても家族は日本語（日本語対应手話を含む）である。このような日本社会では、「手話による教養大学」はまさに挑戦であり、ろう者が教え、ろう者が学ぶ環境がなければ実現できなかった。このプログラムが成功したのは、多様なメンバーのおかげである。多くは森壮也氏の推薦による。現日本手話学会会長末森明夫（構造生物化学・ろう史研究）、副会長斉藤くるみ（筆者・言語学）、元日本手話学会会長である森壮也（経済学・手話言語学）等、日本の手話言語学の学界に影響を与えている人材が入っている。また、このチームはリベラルアーツというコンセプトのため、さまざまな分野の専門家で構成されていることも幸運であった。手話言語学者（森）は、日本手話が自然言語であることを科学的に証明することができ、神経言語学者（斎藤）は、ろう者の手話は人間の脳のブローカ野とウェルニッケ野で生成され解釈されるが、ジェスチャーはそうではないことを示すことができるし、弁護士（田門浩）は、聴覚障害者の人権と手話の法的承認について周知している。構造生物化学の専門家（末森明夫）は、彼の分野の理論を手話の派生構造等に應用して理論化して見せた。心理学者（中野聡子）は、手話が聴覚障害児の発達を促進すること、日本手話の話者であろうと日本語対应手話のユーザーであろうと、大学の講義は日本語対应手話よりも日本手話で行う方が、よく理解できるという証拠を提供することができた。また精神保健福祉士・社会福祉士で米国ギャローデット大学講師（高山亨太）は、ろう者を助けるために、手話者（特にろう者）がいかに重要な人材かを示した。

絶滅の危機に直面している日本手話は、他国のろう者の手話と同様、障害者権利条約の施行によって存続する可能性が高まった。しかし、アイヌ語が長い間絶滅の危機に瀕していることから明らかなように、多くの日本人は言語権に敏感ではないため、楽観的ではいられない。聴覚障害児の教育者や保護者は、子どもたちに声で話せるようになってほしいと望む傾向が強い。

幸いなことに、このプロジェクトは、日本で最も長い歴史を持つソーシャルワークの大学である日本社会事業大学で設立された。厚生労働省から資金提供を受けているという点でもユ

ニークである。代表者斉藤がたまたま日本社会事業大学の教員であり、福祉界ではろう文化を支持するソーシャルワークのアプローチが受け入れられやすくなったため、チームの理想は実現したと言える。つまり福祉界では障害のとらえ方が医学モデルから社会モデルへ、さらには文化言語モデルへと変遷しているからである。

障害者権利条約（2014）を批准するために、日本政府は障害者基本法（2011）を改訂した。条約の背景には、2001年にICF（国際生活機能分類）の承認があった。その理念は、障害は障害者の身体的および精神的要因によってではなく、社会の環境要因によってつくられるというものである。これは社会モデルと呼ばれる。たとえば聞こえない人の生きづらさ、不便さは、その人が聞こえないせいではなく、多くの聞こえる人のために社会ができてしまっているからだと考えるのである。もしも皆が手話で話しているろうコミュニティーの中に手話を知らない聞こえる人が入ったら、聞こえる人のほうが孤立し、不便な思いをする。つまり障害を抱えるわけである。社会モデルによれば、聞こえる人のための環境の中に聞こえない人が入るときには、手話通訳者をつける、PCタイカーをつける、あるいは聞こえる人が文字で書いて筆談をする、というような配慮をすれば障害は存在しなくなるのである。

一方、障害を持つ人のせいなのだ、障害をなるべく「治せ」ばよいのだという考えを医学モデルという。聴覚障害者の場合、医学モデルは人工内耳または補聴器により、治療し、あるいは聴力を補おうするのであるが、このモデルが、障害者への偏見を助長することは、LGBTなどで顕著にあらわれている。過去にはなんとか治そうとしたが、今ではセラピーなどで治そうとしてはいけないという法律ができていく国もある。例えばドイツの連邦議会は2020年5月、性的指向を変える「転向療法」を18歳未満の若者に提供することを禁止する法案を可決し、これに違反すると罰金が科せられることになった。LGBTは障害とは見なさなくなっているが、望んで手術などする人もいることを考えると、障害という定義自体が必要なのかどうかと疑わざるを得ない。ろうを文化とするならば、人工内耳も18歳以下に施してはいけないことにならないだろうか。ここで問題なのは人工内耳は6歳以下（できれば3歳以下）で手術しないと効果が非常に低いということがあるのである。もし聞こえる人に変えようとするならばろう児に判断能力がないぐらいの年齢で手術に踏み切らなければならないのである。

障害者権利条約はICFよりさらに踏み込んで、障害を文化として肯定的に捉えるようになっている。第8条の2(a)(ii)(iii)には、

- (ii) 障害者に対する**肯定的認識**及び一層の社会の啓発を促進すること。
- (iii) **障害者の技能、長所及び能力並びに職場及び労働市場に対する障害者の貢献**についての認識を促進すること。

とあり、第24条(a)では、

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び**人間の多様性の尊重**を強化すること。

と、障害を多様性としてとらえ、続く3 (b) には

(b) 手話の習得及び聾社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

と、ろうを手話をもつ文化集団として守ることを謳っている。さらに第30条では

第30条4 障害者は、他の者との平等を基礎として、その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及びろう文化を含む。）の承認及び支持を受ける権利を有する。

と明記している。

この文化言語モデルにより、彼らは自国の手話（日本では日本手話、米国ではアメリカ手話）で生活することができ、手話で会話したり、手話で学んだりする権利を保障されることになる。このモデルでは、ろう者が文化的グループとして認識され、ろう児に手話を習得させ、ろう文化を子どもたちに伝えることができる。

障害者基本法が改正されたとき、この法律は手話を初めて「言語」として認識したため、ろうコミュニティでは大きな喜びとなった。しかし、日本社会は依然として医療モデルが優位であるし、マジョリティーの意識はなかなか変わらない。

本プロジェクトは、2009年当初から社会モデルと文化言語モデルに基づいていた。授業にパソコンテイクをつける情報保障は社会モデルである。一方、手話通訳をつけるのはろう者の手話を尊重しているという意味で文化言語モデルである。さらにろう者が自分の母語で教育を受ける権利を守り、教える方も、習う方もろうコミュニティの中の人材による「手話による教養大学」は、上記「手話の習得及びろう社会の言語的な同一性の促進を容易」にすることであり、「その独自の文化的及び言語的な同一性（手話及びろう文化を含む。）の承認及び支持」を具現するものでもある。

7. 手話による教養教育から国際教育へ

2020年から日本財団新プロジェクト「国際的視野をもった当事者ソーシャルワーカーの養成」が始まった。これは2010年から2019年までのプロジェクトの中の手話による教養大学の理念を、国際性と結び付けたものである。教養教育と国際教育はオーバーラップするところが多い。国際性の高さは、英語力のみでないことは言うまでもない。高い国際性をもつには教養は必須である。

本プロジェクトの「手話による教養大学」は当初から、日本の、さらにはアジアの、ギャローデット大学を目指そうということであった。ギャローデット大学はろう者のための人文・社会学系の総合大学であり、アメリカ手話を教育言語とし、教員も皆アメリカ手話話者（多くはろう者）である。手話による教養大学と理念は同じである。2018年筆者はギャローデット大学を訪れ、国際部長のチャールズ・レイリーと協働教育の可能性を話し合った。日本社会事業大

学は社会福祉の単科大学であるが、一方で「手話による教養大学」は、リベラルアーツのプログラムである。そこでギャロデット大学もソーシャルワーク学科を拠点として、教養教育プログラムを協働作成することになった。

COILという方法を使って手話による教養大学の講師とギャロデット大学のろう者学・ソーシャルワーク・歴史学などの講師が授業のコンテンツを持ち寄り、ソーシャルワークを志向したろう者学の協働授業を行うことになった。COILとはCollaborative Online International Learningの略で、ICTを用いて、バーチャルに国境を越えて、学生たちが交流学習を行う活動である。本年度に入り、米国ギャロデット大学と日本社会事業大学の教授陣が、COILの発案者であるニューヨーク州立大学COILセンターの所長Jon Rubin氏をゲストに迎え、オンライン会議を進め、この教授法を学んだ。双方のろうの教授陣によるオンデマンド動画や執筆教材を準備したが、COILの特徴として時差があっても、様々なSNSを利用して、学生同士（4～5人のグループに分かれ）が情報提供し合ったり、学びを深めたりする部分が肝なのである。学生の履修定員は20人までとし、5人のグループを4つ作ることになった。夏から秋にコンテンツをバイリンガル仕様にした。動画に翻訳ワイプ（小窓）をつけたり、字幕をつけた。10月末からgoogle classroomを設置し、予習をさせ、11月12月の8週間、SNSを駆使したラーニング・アクティビティが行われる。

またろうの学生一名がギャロデット大学に留学している。その学生はデフファミリー（家族皆がろう者）であり、みごとな日本手話を話す。英語の準備で苦戦し、新型コロナで渡航できず、昼夜逆転のオンライン受講をしていたが、10月初め、無事渡米した。学生寮も閉鎖のため、アメリカ人の先生の自宅に置いてもらっている。

おわりに

このように「聴覚障害者大学教育支援プロジェクト」は数々の先駆的な事業を行い、それを持続可能な形にし、今なお継続している。一方、プロジェクトの中の「手話による教養大学」は、単に聴覚障害者が大学の教育に参加する権利を守るだけでなく、危機言語たるろう者の「日本手話」を守ってきた。そして国際的な新プログラムに進化した。

アメリカ手話に対する誇りの高いギャロデット大学との連携で、日本のろう学生も自分たちの言語の権利を主張できるだけの誇りをもってほしい。抑圧と差別はアメリカでもないわけではないが、そのような聴覚障害者に対しては、「ろうを回復する」という意味の「デフゲイン」という概念が確立している。まさに日本社会事業大学の学生には「デフゲイン」をしてほしい。

多くの日本手話話者は日本手話の権利を主張することに罪悪感をもってしまう。ろう学校では声でしゃべる難聴の子どもが優等生とされる。声でしゃべれないデフファミリーの学生のひとは、ろう学校できちんとしゃべれないため、殴られてばかりだったという。学芸会もしゃべるのが下手だったために出してもらえなかった。親もろう学校でそのような教育を受けており、しゃべれないことは悪いことだと思っていたため、なるべく手話を使わず口話で子どもを育てたという。双方聞こえないのだからほとんど伝わっていなかった、と振り返る。日本社会事業大学で学んだことを家に帰って話すと「そうだったのか。手話で育ててもよかったんだ。」

と今更ながら親が後悔しているとのことである。

そのような状況を作っている日本社会の罪は深い。このプログラムの意味を広く聴者に理解してもらうことが、少しでも口話の抑圧と日本手話話者への差別と偏見をなくすことになることを期待する。

参考文献

齊藤くるみ (2011) 「聴覚障害者大学教育支援プロジェクトの取り組み」『社会事業研究所研究紀要』第 58 集 145-169

齊藤くるみ編著 (2017) 『手話による教養大学の挑戦～ろう者が教え、ろう者が学ぶ』ミネルヴァ書房

日本学術会議 (2017) 「音声言語及び手話言語の多様性の保存・活用とそのための環境整備」

毎日新聞 2008 年 7 月 2 日 「熱帯びた『日本手話』での講義—母語で学べぬ痛み共感」

朝日新聞 2020 年 5 月 26 日 「障害ある子もオンライン授業」

読売新聞 2020 年 7 月 3 日 「オンライン授業 障害者に配慮を」

<https://www.nhk.or.jp/heart-net/program/rounan/955/>

NHKハートネット、「ろうを生きる 難聴を生きる～一緒に“学ぶ”楽しさをもう一度！」

2019 年 3 月 23 日 午後 8 時 45 分～午後 9 時 00 分

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200427/k10012407411000.html>

NHK News Web 「新型コロナで臨時休校続く 聴覚障害の生徒への学習支援に課題」

2020 年 4 月 27 日

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200330/k10012357211000.html>

NHK News Web 「耳が聞こえなくても大学に行きたい」

2020 年 3 月 30 日